

「安全な農畜水産物の安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究推進計画」(案)
についての意見・情報の募集について

令和3年2月26日
農林水産省消費・安全局

この度、「安全な農畜水産物の安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究推進計画」(案)について、広く国民の皆様意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

農林水産省は、科学的な根拠に基づいて行政施策・措置を決定するため、食品安全、動物衛生及び植物防疫等の分野で、レギュラトリーサイエンス(※)を推進しており、平成27年6月、「レギュラトリーサイエンス研究推進計画」を策定しました。

同推進計画が策定されてから5年が経過し、各分野での研究の進展に対応した施策推進や、新たな病害虫・人獣共通感染症の発生への対応など、これらの行政分野の課題に的確に対応していく必要があります。また、令和2年3月に策定された食料・農業・農村基本計画では、食品安全、動物衛生、植物防疫に関し、①科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化、②グローバル化の進展等により、ヒト、モノの往来が頻繁になる中での動植物防疫措置の強化等を掲げ、これら分野の施策を推進するため「科学に基づく食品安全、動物衛生、植物防疫等の施策に必要な研究の更なる推進」を掲げています。

このことから、安全な農畜水産物の安定供給に資するため、新たに見直した「安全な農畜水産物の安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究推進計画」(案)について、広く御意見等を募集します。

※レギュラトリーサイエンスとは、科学的知見と、規制などの行政施策・措置の間を橋渡しする科学のことで、行政施策・措置の検討に利用できる科学的知見を得るための研究と科学的知見に基づいて施策・措置を決定する行政の両方を含んでいます。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局食品安全政策課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Govの意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局食品安全政策課食品安全科学室

(3) F A Xの場合

以下担当まで送付してください。

F A X 番号：03-3597-0329

農林水産省消費・安全局食品安全政策課食品安全科学室

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和3年2月26日～令和3年3月29日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

① 「安全な農畜水産物の安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究推進計画」(案)

② 「レギュラトリーサイエンス研究推進計画」(現行)